

水・大気環境保全施策について

平成 19 年 1 月
水・大気環境局

) 大気環境の保全施策について

1. 大気環境の現状二酸化窒素 (NO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM) 及び光化学オキシダント

平成 17 年度の測定結果によると、二酸化窒素については、ほとんど全ての一般局で環境基準を達成するとともに、自排局では 91.3%の達成率となっており 4 年連続して改善の傾向にある。浮遊粒子状物質については、平成 16 年度に比べ環境基準達成率がやや低下したものの一般局で 96.4%、自排局で 93.7%となっている。

このように、全体的には改善傾向にあるが、NO₂、SPMとも局地的には依然として達成率が不十分な地域が残されており、一層の対策の充実・強化が必要となっている。

また、光化学オキシダントについては依然として環境基準達成率が極めて低い状態が続いており、近年も大都市地域を中心に注意報等が発令されている。

2. 自動車排出ガスによる大気汚染対策について

(1) 自動車単体対策

平成 17 年規制 (新長期規制) 以降の排出ガス規制の強化

中央環境審議会答申 (平成 17 年 4 月) に基づき、新車に対する排出ガス規制については、平成 17 年 10 月から世界で最も厳しい水準のディーゼル自動車の排出ガス規制を実施しているところであるが、平成 21 年から NO_x、PM の大幅低減など更なる規制強化を行う予定。

特殊自動車に対する排出ガス規制の強化等

中央環境審議会答申 (平成 15 年 6 月) に基づき、平成 18 年 10 月から公道を走行する特殊自動車 (オンロード特殊自動車) に対する排出ガス規制の強化、及びこれまで未規制であった公道を走行しない特殊自動車 (オフロード特殊自動車) に対する排出ガス規制を実施している。また、今後、可搬式の発動発電機等についても所要の検討を行う予定。

(2) 大都市地域における総合対策 (自動車 NO_x・PM 法に基づく施策)

平成 17 年 10 月 7 日、中央環境審議会大気環境部会の下に「自動車排出ガス総合対策小委員会」が設置され、今後の自動車排出ガス総合対策の在り方について審議が行われ、昨年 12 月 20 日に審議を終了した。最終報告案では、局地対策については、各々の局地の状況に応じて対策を立案するとともに、関係機関が連携をとり対策効

果を発現していくような法的枠組みを構築すること、流入車対策については対策地域内において貨物輸送をする貨物運送事業者や貨物運送事業者に輸送をさせる者は、排出量の抑制のために必要な取組を行うべきとされている。

今後、本年1月19日に開催予定の大気環境部会において小委員会の最終報告について御議論の上、その結果を踏まえ、自動車NO_x・PM法の改正も含め、大都市地域における大気環境の保全に向けた追加施策を検討していく。

3．環境にやさしい交通について

(1) ESTモデル事業への参画

環境にやさしい交通の実現を目指す国内の先導的な地域に対して、各種施策の連携により集中的に支援する「ESTモデル事業」(EST:Environmentally Sustainable Transport)に参画し、CO₂排出削減に向けた需要者サイドの取組の喚起を行っている。平成18年度は新たに10地域が加わり、合計21地域でモデル事業が実施されており、今後も関係省庁と連携を図り、ESTの実現に向けて取り組んでいく。

- ・ 地域からの応募による事業の企画提案、モデル地域の採択、実施プログラムの採択、既存の各種支援策の集中実施(各種補助金、税制優遇措置、優先採択等)【国土交通省】
- ・ 交通安全施設等の整備等【警察庁】
- ・ 各種支援策と連携した需要者サイドの取組の喚起(公共交通機関の利用促進のための広報、地元商店街、事業者等との連携による利用促進運動)【環境省】

(2) アジア地域におけるESTの実現に向けた取組

国際的にも、急速な経済発展、都市化が進む東アジア地域を中心とした大気環境の悪化が我が国の大気環境にも影響を与えかねないことから、平成17年度にASEAN諸国等からなる環境、交通担当の政府高官レベルによる政策対話会合「アジアEST地域フォーラム」を日本の環境省とUNCRD(国際連合地域開発センター)が中心となって設立した。平成18年度にも第2回会合(12月、インドネシア・ジョグジャカルタ)を行い各国との情報共有を図るなど、継続した取組を実施している。今後も、各国での国別戦略策定の支援や都市レベルにおいてもESTの取組を展開することなど、引き続きアジア地域におけるESTの実現に向けて取り組んでいく。

4．ダイオキシン類対策について

(1) 排出抑制対策

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、排出ガス及び排出水に係る特定施設への排出規制等を実施。

「平成14年度末の排出総量を平成9年に比べ概ね9割削減する。」という目標は達成されたため、平成17年6月、「平成22年までに平成15年比、約15%削減する」という新たな目標を設定し総合的対策を推進中。平成17年の排出総量は平成15年比で約13%削減されている。

(2) ダイオキシン類の測定における簡易測定法の導入

ダイオキシン類の測定については、平成16年11月の中央環境審議会答申「ダイオキシン類の測定における簡易測定法導入のあり方について」により、段階的に適用可能な分野に導入を図ることが提言されたことを受け、平成17年9月に廃棄物焼却炉からの排出ガス及びばいじん等について簡易測定法を告示したところであり、引き続き必要な検討を行うこととしている。また、底質・土壌といった他の環境媒体への簡易測定法の導入についても検討を進めているところである。

5. 大気生活環境保全について

(1) ヒートアイランド対策について

平成16年3月に「ヒートアイランド対策大綱」を策定、同年12月に都市再生プロジェクトにおいて「都市再生事業を通じた地球温暖化対策・ヒートアイランド対策の展開」が決定、さらに京都議定書目標達成計画（平成17年4月）に「緑化等ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた省CO₂化」が盛り込まれるなど、政府として重点的な取組を進めているところ。今後は、大綱のフォローアップなど各府省と連携しつつ対策を推進する。なお、環境省においては、これまで新宿御苑をモデルとした熱環境改善手法の検討や、皇居の持つクールアイランド効果の観測など、都市の大規模緑地を活用したヒートアイランド対策について調査を実施したところ。さらに平成19年度より『クールシティ中枢街区パイロット事業』として、大都市の中枢街区を対象としたヒートアイランド対策のモデル事業を民間事業者への補助により実施する予定。

(2) 騒音対策について

交換用消音装置（マフラー）による自動車騒音対策として、平成17年6月29日「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」諮問がなされ、新たに自動車単体騒音専門委員会が中央環境審議会騒音振動部会に設置され、自動車単体の騒音規制値の強化等、新たな自動車単体騒音対策についての調査・審議が開始された。

航空機騒音に係る環境基準の評価方法、並びに「規制改革・民間開放推進3カ年計画」における要望（騒音規制法ならびに振動規制法の特定施設の見直し）について検討を進めている。今後中央環境審議会騒音振動部会において検討を行う。

6. 有害大気汚染物質に係る指針値について

有害大気汚染物質に係る優先取組物質については、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）を設定することとしており、これらの優先取組物質について、精力的に科学的知見の収集・整理を進めてきたところ。

このうち、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン及び1,3-ブタジエンの3物質について、一定の知見が収集されたことから、専門家の議論に付すべく、中央環境審議会大気環境部会健康リスク総合専門委員会において、健康リスク評価に関する具体的検討を行った結果、平成18年10月27日、当該3物質に係る指針値に関する同委員会報告書がとりまとめられた。これを受け、同年11月8日、同委員会報告書を大

気環境部会に諮り、中央環境審議会答申「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第八次答申）」により、同報告書の提案のとおり指針値を設定することが提言された。環境省では、この答申に基づき、上記の3物質に係る指針値を設定し、同年12月20日付けで各都道府県知事及び各政令市市長あて通知を行った。

有害大気汚染物質に係る指針値

指針値は、環境基本法第16条に基づき定められる環境基準とは性格及び位置づけは異なるものの、人の健康に係る被害を未然に防止する観点から、有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合を含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値として設定されるものである（平成15年中央環境審議会第7次答申）。

この指針値は、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待される。

今回、アクリロニトリル等の4物質に加えて、クロロホルム等3物質の指針値が設定された。

<指針値>

アクリロニトリル	: 年平均値 $2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	塩化ビニルモノマー	: 年平均値 $10 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
水銀	: 年平均値 $0.04 \mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下	ニッケル化合物	: 年平均値 $0.025 \mu\text{gNi}/\text{m}^3$ 以下
クロロホルム	: 年平均値 $18 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	1,2-ジクロロエタン	: $1.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,3-ブタジエン	: 年平均地 $2.5 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下		

）水・土壌環境の保全施策について

1．水環境保全対策

水生生物保全に係る環境基準類型指定

平成15年11月、水生生物保全の観点から、全亜鉛に係る水質環境基準を設定。平成18年6月に類型指定を行った4水域（北上川、多摩川、大和川、吉野川）に続き、国が類型指定を行うこととされている残りの水域（33河川・湖沼、10海域）について、順次、指定を実施していく。次回の検討対象水域は、東京湾及び荒川、利根川水系を予定。

湖沼水質保全対策

平成18年度に次期湖沼水質保全計画を策定する5指定湖沼（霞ヶ浦、印旛沼、手賀沼、琵琶湖及び児島湖）については、現在、各関係府県が策定作業を実施中。なお、湖沼の水質については、流入汚濁負荷が大きく削減されているにもかかわらずCOD等がほぼ横ばいであることから、汚濁メカニズムなどの一層の解明を進めるため、環境省では、平成19年度以降、琵琶湖等の代表的湖沼を対象に新たな総合的調査を実施する予定。

ほう素等3物質の暫定排水基準の見直し

平成13年7月に健康項目に追加されたほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア及びアンモニア化合物・硝酸化合物及び亜硝酸化合物についての排水基準については、直ちに一律排水基準を達成することが著しく困難

な業種についての暫定排水基準を設けている。平成 16 年 6 月の暫定措置見直し後も、引き続き暫定排水基準が適用されている 26 業種については、平成 19 年 6 月 30 日に再び暫定措置の適用期限を迎えるため、現在、暫定排水基準の見直しに向けた検討を行っているところ。

2 . 閉鎖性海域対策

第 6 次総量規制基準の設定

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海の水環境保全に関し、平成 18 年 7 月に中央環境審議会から「水質に係る化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量の総量規制基準の設定方法について」の答申がなされた。本答申を踏まえ、「化学的酸素要求量、窒素含有量、りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」について告示（平成 18 年 10 月）するとともに、第 6 次水質総量規制の施行に向けて準備しているところ。

有明海・八代海総合調査評価委員会報告の取りまとめ

「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」により環境省に設置された有明海・八代海総合調査評価委員会は、同法の施行後 5 年以内（平成 19 年 11 月まで）の必要な見直しに関し、国・県が実施する調査結果に基づいた両海域の再生にかかる評価等を任務としている。平成 18 年 12 月に開催された第 26 回委員会において、委員会報告が取りまとめられ、主務大臣・関係県知事に提出されたところである。

瀬戸内海環境保全基本計画のフォローアップについて

平成 12 年に変更された「瀬戸内海環境保全基本計画」の進捗状況を点検するため、瀬戸内海部会において基本計画の進捗状況の点検作業を実施しているところであり、平成 19 年度はじめに点検結果を取りまとめる予定である。

3 . 土壌汚染対策

土壌汚染の現状

平成 15 年 2 月に土壌汚染対策法が施行され、土壌汚染の調査・対策が実施されている。法施行以降、土壌汚染状況調査の結果、基準に適合せず指定区域に指定された件数は 158 件(平成 18 年 11 月 30 日現在の速報値)であるが、法対象外で、条例や再開発等を契機とする調査・対策が年々増加していることから、法の対象範囲が限定的であり、現行法の枠組みでは実態に照らして不十分なのではないかとの指摘が多くなされている。このほか、汚染地からの搬出土壌による汚染拡大への懸念や土壌汚染により土地利用が進まないいわゆるブラウンフィールド問題など、新たな問題も指摘されている。

また、農用地に関しては、農用地土壌汚染防止法により対策が進められてきているが、現在カドミウムについて食品安全委員会のリスク評価が行われている。

課題及び対策

- 土壌汚染対策法の対象とならないものも含めて、調査・対策の実態等を把握し、課題の抽出・検討を進める。

- 射撃場の鉛汚染対策に関するガイドラインの年度内の取りまとめに向け、現在パブリックコメントを実施中。
- 食品安全委員会におけるカドミウムのリスク評価や厚生労働省における食品中のカドミウムの基準見直しの動きを踏まえ、農用地の土壤汚染対策地域の指定要件の見直しや関連する技術的事項の検討を行っている。

4．農薬による環境汚染防止対策

農薬登録保留基準改正への対応

農薬の登録保留基準については、より適切なリスク管理を行う観点から、平成15年以降、制度の改正を行ってきた。登録保留基準のうち、個別農薬ごとに基準値を設ける必要のある水産動植物の被害防止に係る基準と水質汚濁に係る基準については、定期的に土壤農薬部会農薬小委員会を開催して、順次、基準値案の審議を行っていただいているところ。

農薬の飛散リスクの評価・管理

大気経路による農薬の飛散リスクを評価・管理するため、市街地等における農薬散布時のモニタリング調査、吸入毒性評価手法の確立調査等の取組みを推進していく。

5．地下水保全対策

地下水質汚染

地下水質については、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過率は他の項目に比べ高くなっており、その効果的・効率的な対策の検討が課題となっている。このため、平成16年度からは浄化技術のフィールド実証調査を、平成17年度からはモデル地域における総合的な硝酸性窒素対策を実施しているところ。

地下水管理の現状

地下水の揚水規制は、地盤沈下の防止を目的とする用水2法により行われてきたが、近年、地下水を活用したヒートアイランド対策など新たな動きが始まっていることから、規制だけでなく地下水利用も含めた新たな地盤環境管理方策が課題となっている。

このため、地下水に係る新たな法制度のあり方の検討や、地下水管理手法に関する検討を実施しているところ。

6．水環境問題に関する国際的対応

アジア水環境パートナーシップ事業（WEPA）

WEPAは、アジア・モンスーン地域の水質汚濁問題の解決を図るため、水環境の情報基盤整備と人材育成を一体的に行うことを通じて、当該地域の水環境のガバナンス強化を目指すもの。平成18年3月にはWEPAデータベースを公開しているが、平成19年3月には、水問題に関係する行政官、研究者、事業者及びNGO等を一堂に会した国際フォーラムを開催し、参加者による活動発表等を通じた能力向上と、そこで得られた有用な情報の共有化を行う等、今後とも当該事業を推進していく。

中国の水環境管理を強化するための日中共同研究

数ある重大な環境問題の中でも、飲料水の安全を脅かす水質汚濁問題が最も重要な課題であるとの中国政府の認識を踏まえ、平成 18 年度から日中共同で中国の水環境管理を強化するための政策提言を行っている。今年度については、水環境保護法制に関する研究を行うとともに、中国の各地域の現状を把握するための現地調査などを実施し、水環境管理の強化に向けた課題分析を行う。

国際会議等への参画・貢献

平成 18 年 3 月にメキシコで開催された第 4 回世界水フォーラムにおいては、閣僚宣言が取りまとめられた他、同時に開催されたアジア・太平洋閣僚会議において、「アジア・太平洋水フォーラム」の設立を含む共同メッセージが採択された。これを受けて、平成 18 年 9 月に発足した「アジア太平洋水フォーラム」や、平成 19 年 12 月に大分県別府市で開催される第 1 回アジア・太平洋水サミットなどの水環境問題に関する国際会議において、必要な協力をするとともに、日本の取組を積極的に情報発信する。

また、「水と持続可能な開発」をテーマに平成 20 年 6 月からスペイン・サラゴサで開催されるサラゴサ国際博覧会での出展等のための準備を行い、環境省としても積極的に参画・貢献していく。